

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点 数	営業所 点数
一般貨物	令和8年8月3日	株式会社スパート(法人番号8220001008070) 代表者二本松遼太	石川県金沢市福増町北1343番地	本社営業所	石川県金沢市福増町北1343番地	事業の停止(3日間)、輸送施設の使用停止(202日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第9条第3項後段、第15条第1項第1号、第15条第4項	令和8年4月22日、死亡事故を惹起したとして監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務員等の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第6号)(2)営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反(施行規則第7条第1項第3号)(3)過労運転の防止措置義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)(4)運転者等台帳(安全規則第9条の5第1項)	31	31
一般貨物	令和8年8月19日	株式会社カクショウ運輸(法人番号6100001007128) 代表者森角聡	長野県佐久市大字猿久保235-1	本社営業所	長野県佐久市大字猿久保235-1	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第15条第1項第1号、法第15条第4項	令和7年10月23日、長野労働局から情報提供を受けたとして監査を実施。8件の違反が認められた。(1)過労運転の防止措置義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条)(2)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～第3項)(3)業務の記録違反(安全規則第8条)(4)運行記録計による記録違反(安全規則第9条)(5)運転者等台帳(安全規則第9条の5第1項)(6)運転者等台帳記載事項等の不備(安全規則第9条の5第1項)(7)「指導監督告示」による運転者に対する指導及び監督違反(安全規則第10条第1項)(8)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	1	1
一般貨物	令和8年8月26日	日本海通商株式会社(法人番号7230001002296) 代表者樋口俊幸	富山県富山市下堀6-5	八尾営業所	富山県富山市八尾町新田179	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第9条第1項後段、法第15条第4項	令和8年6月4日、重傷事故を惹起したとして監査を実施。5件の違反が認められた。(1)自動車車庫の位置及び収容能力違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第5号)(2)営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反(施行規則第7条第1項第3号)(3)運転者等台帳(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の5第1項)(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)(5)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	2	2

一般貨物	令和8年8月27日	イナバ物流有限会社(法人番号7230002009175) 代表者水口博之	富山県滑川市上小泉3154番地8	本社営業所	富山県射水市海老江練合145番、146番	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第15条第4項、法第23条	令和8年7月2日、重傷事故を惹起したとして監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 運転者等台帳(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の5第1項)(2)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。))による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)(3)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反(貨物自動車運送事業法第23条)	1	1
------	-----------	---	------------------	-------	----------------------	-----------------------	--------------------------------	---	---	---

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。